

公社債投信(7月号)

追加型投信／国内／債券

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ※3
追加型	国内	債券	その他資産(投資信託証券)※1	年1回	日本 グローバル※2	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)

※1 投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「債券・一般」です。

※2 当ファンドは、一部世界(海外)の資産にも投資可能です。

※3 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

◆商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「公社債投信(7月号)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2025年6月4日に関東財務局長に提出しており、2025年6月20日にその届出の効力が生じております。
- 当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、下記の委託会社のホームページにおいて閲覧することができます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします(交付方法は、販売会社によって異なる場合があります。)。なお、販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- 当ファンドの販売会社、基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。
- 当ファンドは、ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認します。当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

委託会社[ファンドの運用の指図を行う者]

アセットマネジメントOne 株式会社

金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第324号
設立年月日	1985年7月1日
資本金	20億円(2025年3月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額	19兆1,884億円(2025年3月末現在)

受託会社[ファンドの財産の保管及び管理を行う者]

株式会社りそな銀行

ファンドに関する照会先

アセットマネジメントOne 株式会社

- コールセンター 0120-104-694
[受付時間:営業日の午前9時～午後5時]
- ホームページアドレス
<https://www.am-one.co.jp/>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

1 ファンドの目的・特色

ファンドの目的

主として、わが国の公社債に投資し、長期的に安定した収益の確保を目的として、安定運用を行います。

ファンドの特色

I. 「A」格相当以上の公社債を主要投資対象とします。

- ◆ わが国の国債、地方債、特殊債、金融債、電力債など元本の安全性の高い公社債を中心に投資を行います。
- ◆ 信託財産の純資産総額の30%を上限に、「BBB」格相当の公社債に投資することがあります。
- ◆ 格付けを付与されていない公社債について、委託会社が、「A」格相当以上、あるいは「BBB」格相当の信用度を有すると判断したものを含みます。

<格付けについて>

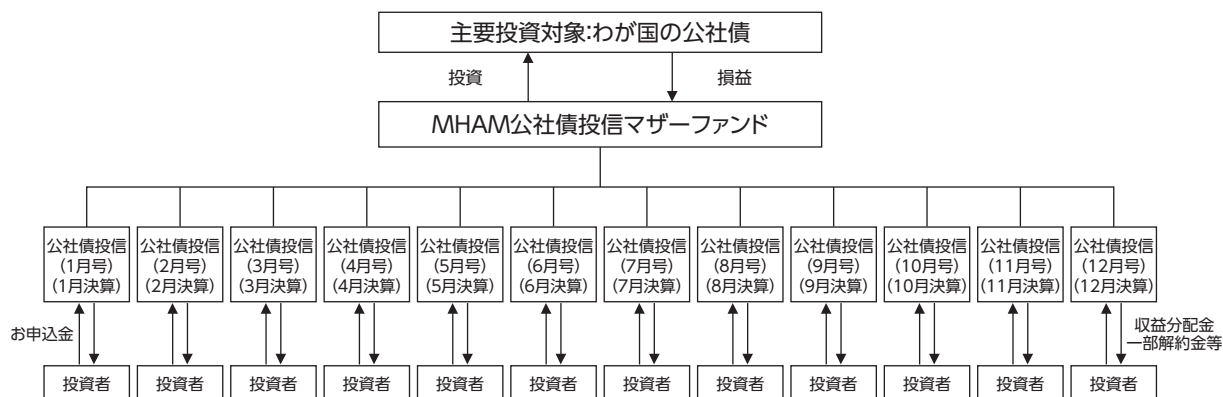
公社債の格付けとは、公社債の元本、利息の支払いの確実性の度合いを示すもので、格付け会社(S&Pグローバル・レーティング(S&P社)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's社)等)によって格付けがなされています。

格付け会社名	S&P社	Moody's社	
格付け高い ↑	AAA AA A BBB	Aaa Aa A Baa	投資適格格付け (投資適格債)
格付け低い ↓ (信用力)	BB B CCC CC C D	Ba B Caa Ca C	投機的格付け (高利回り債)

- ◆ 株式への投資は行いません。
- ◆ 「MHAM公社債投信マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式について

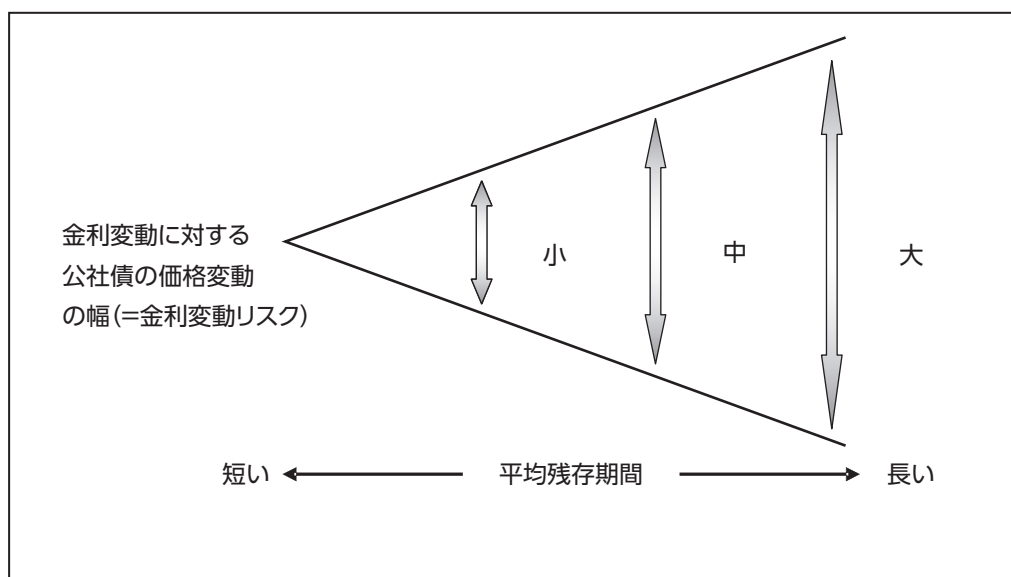
当ファンドにおけるファミリーファンド方式とは、投資者の皆さまからお預かりした資金をまとめて各ベビーファンド「公社債投信(1月号～12月号)」とし、その資金をマザーファンド「MHAM公社債投信マザーファンド」に投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



※ マザーファンドのほかに、わが国の公社債等に直接投資する場合があります。

- Ⅱ. 組入公社債および短期金融商品等の実質平均残存年数は、原則として約0.5年から約3年程度の範囲内で調整します。

<組入公社債等の平均残存年数と金利変動リスクの関係について:イメージ図>



- Ⅲ. 信託財産の純資産総額の30%を上限に、外貨建資産への投資を行うことがあります。ただし、為替はフルヘッジを原則とし、為替変動リスクを極力回避します。

■ 主な投資制限

外 貨 建 資 産	外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
デ リ バ テ ィ ブ 取 引	デリバティブ取引を利用することができます。

■ 分配方針

毎計算期末(原則として毎年7月19日。ただし、休業日の場合は翌営業日)に、運用収益(収益分配前の信託財産の純資産総額が当該元本の額*を超過する額)の全額を分配します。

ただし、純資産総額が元本総額を下回った場合には、収益分配は行いません。

※ 元本の額とは1万口あたり1万円とします。

* 将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

基準価額の変動要因

当ファンドは、公社債などの値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。



金利変動リスク

金利の上昇(公社債の価格の下落)は、基準価額の下落要因となります。

一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、当ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。



信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドが投資する公社債等の発行体が、財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、またはその可能性が高まった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。



流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却(または購入)することができない可能性があり、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。



為替変動リスク

為替ヘッジを行っても、円高による影響を完全には排除できません。

当ファンドが行う外貨建資産への投資のうち、為替ヘッジが行われていない部分において、投資対象通貨と円との外国為替相場が円高となった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※ 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ◆ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ◆ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ◆ 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- ◆ 当ファンドは、証券取引所における取引の停止等があるときには、換金請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた換金請求の受け付けを取り消すことがあります。
- ◆ 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。

リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

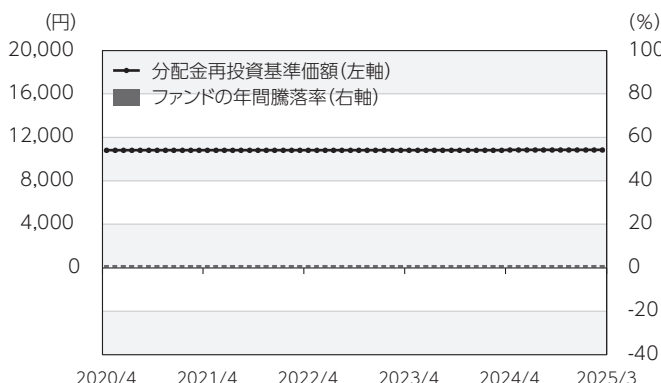
なお、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※ リスク管理体制は、今後変更になることがあります。

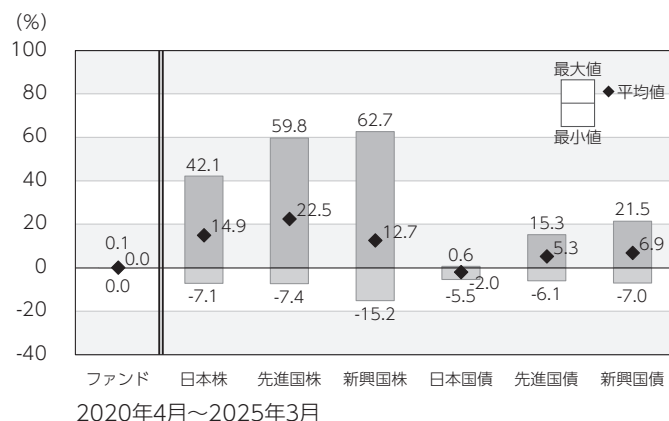
2 投資リスク

(参考情報) ファンドの値動き・代表的資産クラスとの年間騰落率の比較

◆当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



◆当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。なお、分配金再投資基準価額は、1999年7月19日の当ファンドの基準価額(10,000円)に合わせて指数化しています。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

*各資産クラスの指数

- 日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 - 先進国株…MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
 - 新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 - 日本国債…NOMURA-BPI国債
 - 先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 - 新興国債…JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)
- (注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

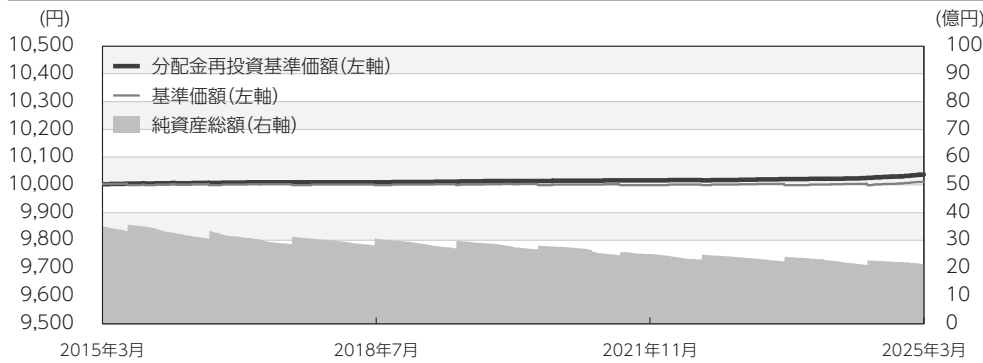
- 「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広く網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
- 「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- 「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- 「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
- 「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- 「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

3 運用実績

データの基準日:2025年3月31日

基準価額・純資産の推移

《2015年3月31日～2025年3月31日》



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:1962年7月20日)

分配の推移(税引前)

2020年7月	2円75銭
2021年7月	1円80銭
2022年7月	0円83銭
2023年7月	3円72銭
2024年7月	5円7銭
設定来累計	24,901円22銭

※ 分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※ 比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	MHAM公社債投信マザーファンド	99.54

■MHAM公社債投信マザーファンド

※ 比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

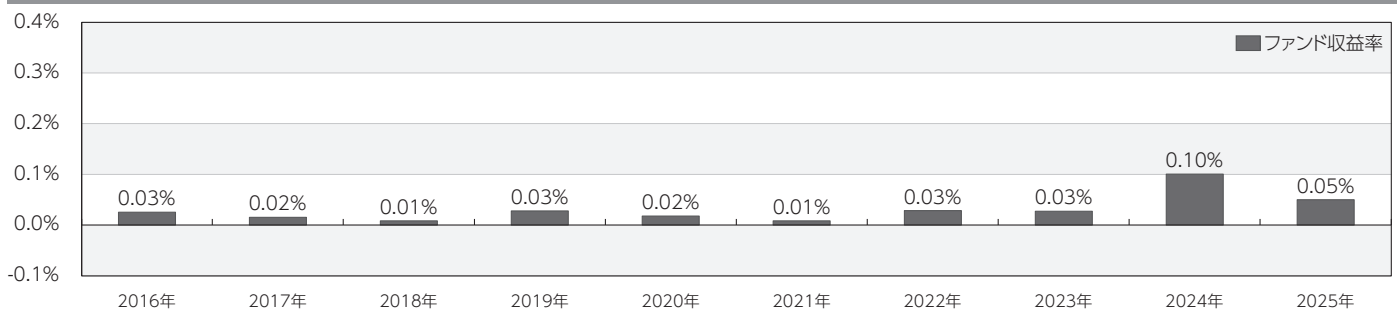
資産の状況

資産の種類	比率(%)
国債証券	20.21
内 日本	20.21
地方債証券	12.54
内 日本	12.54
特殊債券	1.60
内 日本	1.60
社債券	2.84
内 日本	2.84
その他有価証券	31.94
内 日本	31.94
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	30.87
合計(純資産総額)	100.00

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
1	大阪メトロ CP 20250415	その他有価証券	日本	—	2025/4/15	5.33
2	JERA CP 20250425	その他有価証券	日本	—	2025/4/25	5.32
3	三菱UFJ証券HD CP 20250422	その他有価証券	日本	—	2025/4/22	5.32
4	三菱UFJニコス CP 20250428	その他有価証券	日本	—	2025/4/28	5.32
5	ホンダファイナンス CP 20250514	その他有価証券	日本	—	2025/5/14	5.32
6	東銀リース CP 20250627	その他有価証券	日本	—	2025/6/27	5.32
7	1270回 国庫短期証券	国債証券	日本	—	2025/11/20	5.31
8	27年度7回 福岡県公募公債	地方債証券	日本	0.464	2025/12/25	4.57
9	1263回 国庫短期証券	国債証券	日本	—	2025/10/20	4.25
10	54回 横浜市公募公債 5年	地方債証券	日本	0.02	2025/11/25	4.24

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2025年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

お申込みメモ

購入の申込期間	2025年6月20日から2025年7月22日まで
購入単位	販売会社が別に定める単位 ※ 詳細は販売会社までお問い合わせください。
購入価額	決算日(2025年7月22日)の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	上記の購入の申込期間最終日までに販売会社にお支払いいただきます。 ※ 販売会社が別に定める方法により、上記とは異なる期日までに購入代金をお支払いいただく場合があります。
換金単位	1万口単位または1口単位 ※ 換金単位は、販売会社およびお申込コースにより異なる場合があります。
換金価額	換金請求受付日の基準価額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として4営業日目からお支払いします。
申込締切時間	販売会社までお問い合わせください。
換金制限	—
購入・換金申込受付の中止及び取消し	証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。
信託期間	無期限(1962年7月20日設定)
繰上償還	委託会社は次のいずれかの場合、事前に投資者(受益者)の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることがあります。 ・この信託契約を解約することが投資者のため有利であると認めるとき。 ・やむを得ない事情が発生したとき。 ・信託契約の一部解約により、受益権の総口数が10億口を下回ることとなるとき。
決算日	毎年7月19日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算日に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※ 「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つの購入方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	1,000億円を上限とします。
公 告	原則として、ホームページ(https://www.am-one.co.jp/)に電子公告を掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に「交付運用報告書」および「運用報告書(全体版)」を作成し、「交付運用報告書」を販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社によっては、公社債投信各月号ファンドの「交付運用報告書」を複数月号分もしくは全月号分まとめて投資者に交付する場合があります。
課税関係	課税上は公社債投資信託として取り扱われます。
その他	一定の要件を満たす場合には、少額貯蓄非課税制度(マル優)を利用することができます。また、販売会社によっては、勤労者財産形成貯蓄制度を利用することができる場合があります。 ※ 詳細は販売会社までお問い合わせください。

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

項目	費用の額・料率	費用の概要
購入時手数料	ありません。	—
換金時手数料	1万口につき 27.5円(税抜25円)を上限 に、販売会社が別に定める額とします。2025年6月4日現在、本書での購入申込分にかかる換金時手数料の 上限は1万口につき2.2円(税抜2円) です。 ※なお、2002年3月20日以前に購入した受益権の換金を申し出た場合は、取得時期に応じ以下の割合で計算した換金時手数料をお支払いいただきます。	換金の取扱い事務等の対価
	取得時期	換金時手数料(1万口につき)
	1962年4月20日以前	27.5円(税抜25円)
	1962年4月21日以降 2001年3月21日以前	110円(税抜100円)
	2001年3月22日以降 2002年3月20日以前	27.5円(税抜25円) [一部の販売会社では22円(税抜20円)]
信託財産留保額	ありません。	—

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)

日々の信託財産の元本に対し**年0.7280%以内の率**(「信託報酬率」といいます。)を乗じて得た額とします。なお、信託報酬率は、ファンドの運用実績等に応じて変動するものとし、2025年3月31日現在の信託報酬率およびその配分は次のとおりです。

項目	費用の額・料率	費用の概要
運用管理費用 (総額)	年率0.18530%	運用管理費用＝日々の信託財産の元本×信託報酬率 ※運用管理費用は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。
配 分	(委託会社)	年率0.04925% 信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
	(販売会社)	年率0.11805% 交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等の対価 ※販売会社の運用管理費用には、消費税等相当額を含みます。
	(受託会社)	年率0.01800% 信託財産の管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

その他の費用・手数料

主な項目	費用の概要
信託財産に関する租税	有価証券の取引のつど発生する有価証券取引税、有価証券の譲渡益にかかる税等
監査費用	監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用
信託事務の処理に要する諸費用	事務処理にかかる諸経費
外国における資産の保管等に要する費用	外国における保管銀行等に支払う有価証券等の保管等に要する費用
組入有価証券の売買時の売買委託手数料	有価証券等の売買の際、金融商品取引業者等に支払う手数料

※上記のような費用・手数料等が投資者の保有期間中、そのつど(監査費用は毎日)計上(ファンドの基準価額に反映)され、信託財産中から支払われます。

※その他の費用・手数料については、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるため、あらかじめ当該費用等(上限額等を含む)を表示することができません。

上記手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

4 手続・手数料等

■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の税率です。(マル優等をご利用の場合は、異なる場合があります。)

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税及び地方税	利子所得として課税 分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ※ 上記は、2025年3月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ※ 法人の場合は上記とは異なります。
- ※ 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

… (参考情報) ファンドの総経費率 …

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
0.006%	0.006%	0.000%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間:2023年7月20日～2024年7月19日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

※なお、当ファンドについては、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

MEMO

[illegible]

アセットマネジメントOne株式会社